

一般社団法人 日中建築交流協会 会員規程

第1章 総則

第1条(目的)

本規程は、定款関連条項に基づき、一般社団法人日中建築交流協会(以下「本協会」という)の会員資格、入会及び退会等相關する必要な事項を明確にし、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

第2条(会員資格の取得)

1. 本協会の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書式に従い、所属地区秘書オフィスを通じて会長に申請を提出しなければならない。
2. 入会の可否は理事会が審議の上決定し、会長が申請者に通知する。
3. 正式な会員資格は、所定の入会金及び会費の納入をもって発生する。

第2章 会員資格と分類

第3条(会員の分類と資格)

本協会の会員は、以下の通り分類する。

(一)個人会員

都市計画家、建築家、インテリアデザイナー、景観設計者及び関連分野の研究者と実務者を対象とする。本協会の目的に賛同し、日中両国の建築及び関連分野の交流と発展に寄与する意思を有する者。

(二)法人会員

建築設計、エンジニアリング、建築資材、不動産開発及び関連分野の企業、事務所又は機関を対象とする。本協会の目的に賛同し、日中両国の業界交流と協力を支援、参加する意思を有する者。

(三)学生会員

建築、都市計画、インテリアデザイン、景観及び関連専門分野の在学学生を対象とする。本協会の目的に賛同し、業界の発展に熱意を有する者。

第 4 条(名誉会員)

本協会の現会員であるか否かを問わず、次の各号のいずれかに該当する者について、会長が任命する選考委員会の審議を経て、総会の決議により名誉会員とすることができる。この資格は他の会員資格と重複することができる。

- (一)建築及び関連分野において卓越した業績を収め、高い評価を得ている者。
- (二)本協会の発展に多大な貢献をした者。

2. 名誉会員の選考基準は、理事会の決議により別に定める。

第 3 章 入会、退会と異動

第 5 条(入会申請)

- 1. 本協会に入会を希望する者は、所定の入会申込書及び必要書類を本協会指定の受付先に提出しなければならない。
- 2. 入会申請の審議は、理事会又はその委任を受けた機関が担当する。

第 6 条(退会)

- 1. 会員が自発的に退会する場合は、30日前までに書面により本協会に退会届を提出しなければならない。
- 2. 退会時には、既に納入された入会金及び会費は返還しない。

第 7 条(資格喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員資格を自動的に喪失する。

- (一)本協会に退会を申し出たとき。
- (二)(法人会員)解散又は破産したとき;(個人会員)死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (三)会費を連續 1 年以上滞納したとき。
- (四)総会の決議により除名されたとき。
- (五)理事会が認定したその他会員資格を喪失すべき事由が生じたとき。

第 8 条(再入会)

本規程第7条(三)の規定により会員資格を喪失した者は、未納金を全て弁済した後でなければ、再び入会を申請することはできない。除名により資格を喪失した者の再入会については、理事会が個別の事情に基づき審議する。

第9条(情報変更)

会員は、連絡先、勤務先等重要な情報に変更が生じた場合は、速やかに書面で本協会に通知し、更新しなければならない。

第4章 会員の権利、義務と活動

第10条(会費)

1. 会員は、理事会が定め、総会で承認された入会金及び年度会費を期日までに納入する義務を負う。
2. 具体的な会費基準は、本協会が別に公表する。

第11条(権利とサービス)

本協会は、会員に対し、以下の権利とサービスを提供する(具体的な権利内容は会員種別により異なる場合がある)。

1. 本協会が発行する業界情報、調査報告及び出版物の取得。
2. 本協会が主催する各種国際交流、セミナー、講演会、視察、研修等の活動への優先的、または優待参加。
3. 本協会のプラットフォームを通じた業務提携、プロジェクト協力及び市場開拓の機会の提供。
4. 学生会員は、特定の会費優遇及びキャリア開発支援を受ける。

第5章 附則

第12条(規程の解釈と改正)

1. 本規程の解釈権は本協会理事会に属する。
2. 本規程の改正は、総会の決議を経なければならない。

附則

1. 本規程は、一般社団法人日中建築交流協会の設立登記の日から施行する。
2. 本協会は、運営上の必要に応じ、本規程に基づき細則を定めることができる。